

第16回 関川流域委員会 議事要旨

日時：平成20年3月14日(金)

場所：上越市社会教育館

1. 概要

現在までの経緯や、北陸地方整備局が行った関川水系河川整備計画原案についての意見聴取とりまとめ結果について報告された。また、関川流域委員会からは、原案に対する住民の意見及び河川管理者の回答に対する関川流域委員会としての見解をまとめるとともに、「関川水系河川整備計画(原案)に対する意見書(骨子案)」が提案された。

2. 主な議論の内容

(1) 資料4-3「説明会および意見投書における意見と河川管理者の回答、流域委員会の見解」

(1)-① 環境の3について

1) 関川流域意見交換会においても「関川の自然水銀をなくしてほしい」というご意見が出たが、関川の水銀は自然にあるものなので、それをある程度受け止めることも必要で、自然の水銀と付き合っていくことも一つあるのではないかとということ、個人の意見としてお答えした。

人間が出した水銀の害、水俣病などについてはもちろん対処していく必要があるが、自然に河床から溶出してくる水銀について、どこまで対応するのかということは流域の中で今後考えていくほうが良いと考える。

2) 白田切川が崩壊したときに自然水銀が流れてきた。それが関川の生態に影響を及ぼすため、この生息している川魚などを食べると危ないということで、県のほうから規制があった。それについてこの資料では、総水銀とアルキル水銀の各種基準を下回ったと書いてあるが、人間がそれを長い間食べるとどうなるのかということが知りたい。自然に出てきたのだから受け入れるということはわかるが、昔は川魚を食べていたという文化があったので、また川魚を食べたいという気持ちからそういう意見が出てきたのだと思う。

そういう意味で、これは各種基準を下回っているけども、人間が長い間食べると蓄積してこういう害があるということまで情報を伝達するようにしてはどうか。

3) 以前、関川では工場排水による水銀流出があったが、それはいま抑えられている。

白田切大崩壊が起きてものすごい自然水銀が流れたが、その後あまり大きな拡大がなくずっと低いままにきており、いまの段階では恐れる必要はない。しかし、いつ何時またそういうことが起こらないとも限らない。

第三の水俣病が関川にあるかどうかということで、それがだいぶ染みわたっているため、いま

川魚を食べようとする人があまりいない。

恐れているのはいつまでもこの状態のままなので、関川の川魚については常に監視をして、測定していることから、その数値をいかに見て、食品衛生法の暫定基準値0.4ppmと照らし合わせながら摂食していくということにすればどうか。阿賀野川に比べるとそれほど心配はないと思う。

(1)-② 環境の4について

4) 国の管理区間と県の管理区間というものが設定されていることはわかるが、関川流域委員会では流域を一体として考えようというコンセプトのもとこれまでやってきており、「管理者である新潟県へ伝えます」ではコミュニケーションがとれていないという感じを受けるので、流域委員会としては「管理者である新潟県と協議しつつ、流域全体の環境保全に努める」などもう少し踏み込んだものを要望する。

(1)-③ 管理の2～5について

5) こういうご要望に対しても、「管理者である新潟県に伝えます」ではなく、ごみの問題では「管理者である新潟県と協議しつつ、流域全体の環境保全に努める」などとし、草刈りの問題等の河川管理の部分については「管理者である新潟県と協議しつつ、限られた予算の中で流域全体のマネージメントの向上に努める」などにすることを要望する。

6) 国全体の予算の付き方からすると、河川管理を万全にするには限界があると思うので、関川流域委員会から予算付けについて要望することはできないか。洪水対策、治水安全度が上がっていくと、今後は環境的に、親水、ウォーターフロントということも考えられるし、そういう意味ではもっともっと水辺空間というのは大事にされるべきだろうと思う。

7) 戦後ずっと社会資本が整備されて、道路や河川もだいぶ整備されてきている。一方で大規模な災害が発生したり、地球全体的な気象変動などの問題も深まって、より高度な整備が必要だというようなこともある。ただ、いったん整備したものをそれっきり放っておくというのではなく、維持保全してより良い環境を維持できるような予算措置というのが必要じゃないかと思う。

8) ゴミの投棄については、これが外部から持ってきて捨てるというような大がかりなものは、当然河川管理者の対応となるのであろうが、もし地元の住民が安易に捨てるようなことであれば、関川流域委員会としてもこれまで親しみの持てる川づくりについて進めてきたが、さらに地元の人たちの意識向上をはかる必要があるのではないか。

(2) 資料4-4「説明会および意見投書における治水方策(主として保倉川放水路)についての意見と河川管理者の回答、流域委員会の見解」

(2)-① 疑問の14～16について

9) 強権的に事業を進める可能性はあるのかという疑問の回答としては、「強権的に事業が進めら

れないように合意形成に努力する」とすることを要望する。

また、県管理区間の整備に関する疑問については、「管理者である新潟県と協議しつつ、流域全体の安全度向上に務める」という、直轄区間以外についても管理者である県と議論しながら全体を見ていくというかたちの回答を要望する。

(2)-② 疑問の3について

- 10) 合意形成をはかるうえでも、地元としてはせっかく保倉川放水路を整備するのであれば、あの地域はすべて湛水しないようにしてほしい。やはり強制排水が必要ということを、関川流域委員会として要望できないか。
- 11) これまでの委員会でも示してきたように、放水路ができることで現在よりも内水被害はかなり軽減される。それは放水路を通す地元へのメリットであると考えられる。
それに対し、それでは足りないということは、地元の皆さんの感情、それから強制排水なしでどの程度良くなるかという実感がないためと考えられる。
内水排除については土地政策になってしまうので、放水路事業に付随して治水事業でそれを補填できるかという点と難しいのではないか。
- 12) 現在の保倉川の堤防で見ると豪雨があると樋門を閉める。保倉川放水路でも堤防をつくるのであれば、やはり豪雨のときは樋門が閉められて湛水してしまうと思う。そのため強制排水は何としてもお願いしたい。
他の放水路でも低いところは強制排水しているところがあると聞いている。非常に要望が強いので、合意形成を得るためには強制排水が必要ではないか。
- 13) ご要望が強いのは非常によくわかる。放水路整備により、どの程度改善されるかという実感を地域の方々が持つことが大事だと思うが、これまでの説明では伝わっていないということか。
- 14) 説明が十分に住民の皆さんに伝わっていないという部分もあるのではないか。詳細の計画についてはこれからということだが、1回の説明会だけでは細かい部分までは説明できていないのではないか。
- 15) 「今後、測量・詳細設計を踏まえ、現在の湛水状況がどの程度軽減されるかを評価、検討する」ということで良いか。現時点の検討結果では、かなり改善されるものとなっている。しかし、現在内水氾濫をしているところは完全になくなるわけではない。
ただ、放水路整備により内水被害が減ってメリットがあるところにどれだけ公共事業で税金を投入できるかというのは、非常に僕は難しいというのが実感です。
- 16) 保倉川放水路のルートに当たった地点については、昔から人工の川ではあるけれども潟川をすべての排水路の手段としていた。
潟川の整備をしっかりと排水対策をしてほしい、という要望が地元の中で長い間あったにもかかわらず、それがなかなか実現できなかった。そこには、ずいぶん湛水で悩んできた経緯があり、長い間要望が通らなかつたという部分で地元の不信感というものがある。

そういう長い間の不信感というものがある中で、放水路を整備するのであれば絶対に湛水はしないという方策を考えてくれということには自然だと思う。合意形成を得るには、感情的な問題についても解決する方法を考えないとなかなか進まないのではないかと。

- 17) 国交省の放水路については、整備できる限度があると思う。福島潟周辺の越後平野というのは排水路より60～70cm低いところであるが、放水路とは全く別の事業で強制排水の整備を行っている。そのため、内水排除事業は放水路とは別にして考えなければいけないのではないかと。
- 18) 流域全体の整備は、国の事業だけでやっているわけではなく、内水についてはまた違う事業ということを知っている。放水路をつくるという段階の整備計画で、内水のことだけにこだわっていると前に進まないのではないかと。放水路をつくったあとは必ず関係機関と調整するという前提をもって意見を付す程度で良いのではないかと。
- 19) 「詳細設計、湛水予測結果を、詳細設計及び湛水予測結果を踏まえ、その内容を関連住民にわかりやすく伝えるとともに、関係機関と対応策について検討する」が良いか。
- 20) 「放水路の代わりに、潟川、新堀川を使って排水」という代替案の回答のように、既存の施設を使う場合には、大規模な排水機場や既存施設の大改修が必要になる。既存施設による内水被害の現状が地域住民の方々の念頭にあると思う。そこで、放水路をつくることによって内水被害がどの程度改善されるというアピールが必要だと思うがどうか。
- 21) 放水路による効果というものをきちんと説明するという努力も必要である。「具体的設計の中でさらに理解を求めていく」ということでとりまとめたと思う。
- 22) 放水路のルートが決まったので、その地域の合意形成を進めるという意味で、農地の関係とか住宅関係の方々をはじめ、今までの説明会では説明不十分という意見も出ているので、今後の進め方について地域の住民の皆さんに情報開示していけば、いろいろな要望が出しやすくなるのではないかと。
- 23) 放水路の詳細が決まってきたら、縮小モデルの実験に住民の方々を連れて行き見てもらえば良いと思う。

(2)-③ 代替案の7について

- 24) 川幅を狭くしてポンプアップするなどの検討はできないかというご意見だが、地域住民の方々にしてみれば平成8年に提示された川幅が100mという感覚がある。移転する人たちは良いかもしれないが、残された者は大変な被害を受けるのではないかとこの思いがあると思う。
詳細設計の段階かもしれないが、川幅をどれだけ狭くしてポンプアップをしたらどれくらいの費用がかかるのか、川幅についての比較などについて検討したほうが良いのではないかと。
- 25) 「詳細設計の際に考えられる代替案についての概略の検討を行い、比較検討をして住民の理解を求める」というかたちが良いか。

26) ポンプアップについてもどれくらい費用がかかるかというものを検討した方が良いと思う。
また、河口部でフタをかける案については、生態系や維持管理の面から反対である。
それから、放水路で決定しているというのではなく、様々な案について比較検討し住民の方々に示していくほうが良いと思う。

(3) 関川水系河川整備計画【大臣管理区間】（原案）に対する意見書（骨子案）について

27) 意見書の骨子案にある保倉川放水路に関して検討する学識経験者を主とする組織と、関川流域委員会とは別の組織なのか。

28) 関川流域委員会の役割としては、関川水系河川整備計画原案に対する意見をとりまとめるということで一応終了である。ただし、どういう組織をつくるかに関しては河川管理者の判断に任せるが、意見書の骨子案にある組織の役割を本委員会が続けて担うというのも選択肢にある。

関川流域委員会としては、現段階では地域の合意を得ることは難しいと考える。そこで、本委員会としては、合意を得るための素材として調査や詳細設計を進め、そのデータなどを専門家、学識経験者を中心とするグループに審議してもらい、それを元に合意形成を進めるというような組織をつくってくださいと河川管理者にお願いするものである。

29) 意見書の骨子案に対して大賛成である。

関川流域委員会としてこれまでの動きを地域の方々にきちんとお知らせすることが大事なのではないかと思う。具体的には、住民の方々からの意見への河川管理者からの回答について、流域委員会としての見解を示すとともに、原案に対する意見書により河川管理者に要望する内容を、フォーラムなどによって地域の方々に説明できる場があった方が良いと考える。

30) フォーラムを実施しても、具体的説明ができないため納得が得られず難しいと考える。

意見書として今日議論した委員会としての見解を加えたものを、河川管理者の広報誌とともに、関係地域へは特に自治会レベル毎に配布して理解を得るということではいかがか。

31) 表題に【大臣管理区間】とあるが、流域を一体として考えようという関川流域委員のコンセプトに合わない。

32) 関川水系河川整備計画原案については、大臣管理区間を対象にしているというところをご理解いただければ削除しても問題ない。

33) 今日いただいた議論を骨子案に反映し添付資料を付して、関川流域委員会として流域住民の皆さんに広報させていただく。

流域住民の皆さんに周知しご意見を求めたうえで、次の流域委員会において、関川水系河川整備計画原案に対する意見書を提出するための議論をいただくということで進めていきたい。

以上